

みどり市建設工事検査規程

平成18年3月27日
訓令第44号

(趣旨)

第1条 この訓令は、法令その他別に定めがあるもののほか、市が執行する建設工事(以下「工事」という。)について地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定に基づき市の職員が行う検査(以下「検査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平31訓令3・一部改正)

(検査員)

第2条 みどり市契約規則(平成18年みどり市規則第49号)第32条第2項に規定する検査員(同条第1項の規定により委託された者を除く。以下「検査員」という。)は、総務部財政課に所属する職員のうちから財政課長が指定したものとする。

- 2 財政課長は、前項の規定により指定した検査員が検査を行うことが困難であると認めるときは、検査員を別に指定することができる。
- 3 財政課長は、検査員の検査において必要があると認めるときは、検査員を補佐する職員を指定することができる。

(平27訓令4・一部改正)

(平31訓令3・一部改正)

(検査の範囲)

第3条 検査員は、予定価格が130万円を超える工事について検査を行う。

- 2 予定価格が130万円以下の工事の検査については、工事を担当する課等の主任以上の職にある職員が行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、検査員は、当該工事の検査を行う。

(平22訓令1・平22訓令10・一部改正)

(平31訓令3・一部改正)

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 完成検査
- (2) 出来形検査
- (3) 完成部分検査
- (4) 中間検査

(平31訓令3・一部改正)

(検査の実施時期)

第5条 検査は、出来形検査にあっては請負者から出来形について検査を求められた場合において、遅滞なく行い、中間検査にあっては請負者から検査願が提出された場合において、遅滞なく行い、又は市長が指定した日に行い、完成検査にあっては請負者から工事完成の通知を受けた日から14日以内に行うものとする。ただし、契約に特別の定めがある場合は、その定めるところによつて行うものとする。

(平31訓令3・一部改正)

(完成検査)

第6条 完成検査は、工事の全ての部分について設計書、仕様書、図面その他契約条件に適合するか否かを厳正に精査する。

- 2 検査員は、明視できない部分がある場合又は計測が困難な場合は、工事写真その他の関係資料により出来形寸法及び施工状態を確認する。
- 3 検査員は、特に注意すべき点及び優れていた点について、請負者に対し講評する。

(平31訓令3・一部改正)

(出来形検査)

第7条 出来形検査は、工事の既成部分についての設計書、図面等とみどり市契約規則第31条第2項に規定する監督員(以下「監督員」という。)が作成した工事既成部分出来高内訳書を対照して行う。

(平31訓令3・一部改正)

(完成部分検査)

第8条 完成部分検査は、工事の部分引渡し、部分使用、打切り等による当該工事の既済部分について、前条の規定に準じて行う。

(平31訓令3・一部改正)

(中間検査)

第9条 中間検査は、工事の完成前において事後に確認することが困難な場合その他特に必要があると認められる場合に行う。

(平31訓令3・一部改正)

(検査の中止等)

第10条 検査員は、検査に当たり請負者等が検査員の指示に従わず、又は検査の執行を妨害したときは検査を中止し、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(平31訓令3・一部改正)

(検査の手続)

第11条 工事を担当する課の課長は、完成通知書、検査願等の提出があつたと

きは、速やかに工事内容を確認の上、その他関係書類を添え財政課長に提出しなければならない。

- 2 財政課長は、前項の規定による提出があったときは、検査通知書により検査日時等を工事担当課長に通知しなければならない。

(平31訓令3・一部改正)

(検査の立会い)

- 第12条 検査員は、検査に際し、監督員及び請負者又は現場代理人並びに主任技術者を立ち会わせ、必要な事項を説明させる等により検査を行う。

(平31訓令3・一部改正)

(不合格工事の措置)

- 第13条 財政課長は、完成検査の結果、工事の出来形が設計書、仕様書、図面その他契約条件に適合しないと認めたときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 内容が軽易なものであるときは、請負者に対して期間を指定し補修又は改造を命ずるとともに必要な指示を行わなければならない。
- (2) 内容が重大であり、かつ、その補修若しくは改造に要する期間が長期になると認めたもの又はその補修若しくは改造を不能と認めたものは、その旨及びその措置について市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(平31訓令3・一部改正)

(再検査)

- 第14条 完成検査の結果、工事の補修又は改造を命じたものについて、補修又は改造を終了した旨請負者から報告があったときは、更に完成検査を行う。ただし、軽易なものについては、監督員に委任することができる。

(平31訓令3・一部改正)

(補則)

- 第15条 この訓令に定めるもののほか、検査を行うに当たって必要な技術的基準、成績評定基準その他の事項は、市長が別に定める。

(平31訓令3・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第11号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月18日訓令第1号)

この訓令は、平成22年2月1日から施行する。

附 則(平成22年6月18日訓令第10号)

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成23年3月22日訓令第10号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日訓令第5号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日訓令第3号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。